

外国人の 医療研修 看護師にも拡大へ

政府は二十四日、外国人にしている日本国内での医療研修や理学療法士などに拡大し、尾辻厚生労働相と村上構造
医師や歯科医師に認められ、修への参加を、外国人看護する方針を固めた。同日の改革特区相との協議で、保

健師助産師看護師法を改正すること一致した。

協議では、地域限定で規制を緩和する構造改革特区として、兵庫県が求めている外国人看護師らの災害医療などの研修について、尾辻厚労相が「全国規模の研修制度の創設を前提として、九月までに結論を得て法案としたい」と提案した。厚労省はこれまで、特区での規制緩和にも反対してきたが、インドネシア・スマトラ島沖地震による津波などの大規模災害で、世界的に災害医療のノウハウの需要が高まる中、医療分野での国際貢献が必要と判断した。